

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 特例適用には確定申告が要件

確定申告が今週からスタートしていますが、申告に際し誤りやすいものとして、納付税額がたとえ“ゼロ”であっても確定申告を要するケースがあるので注意が必要です。

譲渡所得について言えば「居住用財産の譲渡所得の特別控除」(措法35①)や「譲渡所得の交換の特例」(措法36⑤)等の適用を受ける場合、やはり納付税額が生じないケースであっても申告が必要となります。

例えば、マイホームの譲渡益が2,800万円であったケースでは、譲渡所得が3,000万円以下であり、「居住用財産の譲渡所得の特別控除」が適用され、課税関係は生じません。しかし、措法35②において確定申告をしなければ、その適用自体が受けられないとされています。つまり、確定申告を行って初めてその適用は受けられるのです。極端な話、申告書を提出しなければその適用は受けられず、2,800万円については課税されるといったことにもなりかねません。

同様に贈与税の申告についても、「贈与税の配偶者控除」(相法21⑥)、「住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の計算の特例」(措法70③)の適用を受ける場合は、納付税額が生じなくても申告をしなければ特例の適用は受けられません。

消費税については、基準期間の課税売上高が3,000万円超の課税事業者で、平成5年中の課税売上が3,000万円以下の場合、通常納付税額は生じませんが、課税事業者なので申告書は提出しなければなりません。

